

公立保育所民営化検討委員会（中間報告）①

町では公立保育所の民営化に向けて「菊陽町公立保育所民営化検討委員会」を設置し、協議を始めました。

今までに2回の会議を開き、現在、民営化基本方針を協議していますので、概略をお知らせします。

■具体的な協議項目

1. 民営化の手法

委員会では、指定管理者制度による公設民営方式と、敷地・建物の移譲や貸与による民設民営方式など、設置・運営形態の議論、さらに移管する保育所の土地と建物の移譲方法について協議しています。

2. 引受法人の要件

法人の形態として、社会福祉法人・学校法人・医療法人などがあげられますが、どの形態の法人にするか。また、地域的要件として引受法人の募集を熊本県内・九州内あるいは全国まで展開するかを協議しています。さらに法人の事業実施姿勢や法人の理事長・施設長の基準および法人の資産の保有基準の協議もしています。

3. 引受法人に対する条件

多様化する保育ニーズに柔軟・迅速に対応し、サービスの質の向上を図るため、引受法人にどのような条件を付するかを検討しています。

例えば、延長保育、一時保育、その他の特別保育事業の実施や、子育てサロンや子育て支援の取り組み、保育士の年齢構成や経験年数等を考慮したバランスのとれた職員配置など厳しい条件を検討しています。また、子どもたちの保育環境が激変しないよう十分な合同保育期間を設けるよう協議しています。

外部評価を実施しました ～町民の視点で事務事業を検証～

町では、総合計画の実現、行財政改革の推進、職員の意識改革および住民への説明責任を果たすことを目的に、平成18年度から町が実施する事務事業を対象に行政評価を行っています。今年度からは、行政内部で行っている評価について、より客観性と透明性を確保し、簡素で効率的な行政経営を目指すとともに、行政評価制度の更なる充実を図ることを目的として、学識者、専門家、企業経営者、公募町民の7人による行政評価委員会を設置し、町民の視点で評価を行い町長に結果報告書を提出しました。



▲結果報告書を町長へ手渡す明石委員長（左）

外部評価は担当課が評価した248の事務事業のうち、町民の生活に関わりが深く比較的事業費の大きい28事業を選び実施しました。委員会からは、「今後ますます厳しくなる財政状況の中で、限られた資源（人、財源、物）を有効活用するために、順調に進んでいる事業であっても、ただ単に現状のまま継続するのではなく、取り組み手法の工夫や活動指標を見直しながら、更なる成果の向上を目指し、今後は成果達成の結果を踏まえて次年度の計画や予算編成を行っていくべきです。」、また、職員に対し、「めまぐるしく変化する社会環境の中で、今後、より高度で質の高い行政サービスの提供に向けて、自己啓発に励むとともにコストマネジメントに徹するなど、さらなる総合力の発揮を期待します。」とのご意見をいただきました。

詳しくは、町のホームページまたは、武蔵ヶ丘支所、各町民センターに配置している報告書をご覧ください。

行政評価とは、

町が実施する施策や事務事業について、客観的な基準を用いて評価・検証を行い、より効率的で効果的な町政、住民にわかりやすい町政を目指すために、行政活動の見直しや事務事業の進め方を改善していく取り組みです。

まちづくりについての意見書が策定されました

町が進める協働の仕組みづくりの一環として、コミュニティ検討委員会を設置し、地域の立場から、現状を整理し、今後の地域コミュニティのあり方や活性化、町の支援のあり方などについて検討を重ねてきました。

この度、意見書がまとめられましたので、その概要を紹介します。

- ・地域内の自治会等各種団体や個人間の交流連携を促し、より効果的に地域の課題解決や福祉向上に取り組んでいくために、小学校区単位を基本として、その区域内の自治会等各種団体で構成される地域コミュニティ協議会の設立を検討する。
- ・町行政および地域の現状に応じて、情報の共有、人材の発掘・育成、地域資源の活用など各種方策に取り組むとともに、町行政による地域活動への支援を充実させることで、地域コミュニティの活性化を図る。

この意見書は、今後設置する「協働の仕組みづくり策定委員会」において、さらに検討を深め、条例や指針といった形で明文化し、協働のまちづくりを推進していきます。

意見書については、菊陽町ホームページ（<http://www.kikuyou.hinokuni-net.jp/>）または総合政策課にてご確認ください。

保育所民営化ここが知りたい！

公立と民間保育所の保育内容が違わないのですか？

保育内容に関しては、公立も民間も、国が定めた「保育所保育指針」に基づき保育内容の向上に努めています。保育内容や行事、地域活動などにつきましても、基本的に引き継ぎます。

保育所は、子どもが人間形成の基礎をつくる大切な時期に生活の大半を過ごすところであり、保護者の皆さんと保育所が一体となつて子どもたちの健やかな成長を促すことが大切と考えています。

民営化すると保育料はどうなりますか？

公立保育所、私立保育所ともに、保育料は町の条例・規則に基づいて町が決定しますので、私立保育所になっても、保育料の変更はありません。

保育士が変わることは、子どもに大きな影響を与えるので、十分な引き継ぎを行ってほしい。

民営化の一年前から移管法人



民間保育所が嫌な人は他の公立で受けてもらえるか？

保育所には定員があり、施設の面積・保育士の数で児童の受け入れ人数に限りがありますが、可能な限り受け入れます。

民営化する保育所は決定していません。どの保育所を民営化するかは、これから検討委員会で保育所の選定基準を決定し選定します。

の園長などによる行事参加や、移管法人と民営化対象保育所の職員による合同保育を行うのは、はじめ、民営化対象保育所で勤務している非常勤の職員は、出る限り移管法人の職員として、引き続き雇用できるよう配慮するほか、民営化後においても、町（元の保育園長など）による巡回指導を行い、子どもたちが民間移行後の保育所においても、引き続き安心して楽しく保育所生活が送れるように十分な引き継ぎをして参ります。

問い合わせ 福祉課 保育所係 ☎ 232-2111

問い合わせ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎ 232-2112